

第36回甲府地方・家庭裁判所委員会議事概要

日時：令和5年7月19日（水）午後2時30分から午後4時30分まで
場所：甲府地方・家庭裁判所大会議室
出席者： 地方裁判所委員・家庭裁判所委員（五十音順） 内田委員、大塚委員、川島委員、河埜委員、清水委員、關本委員、曾根委員、田淵委員、田村委員、丹沢委員、新田委員、浜野委員、東委員、藤原委員、三上委員 甲府地方裁判所 菊地民事首席書記官、宮田刑事首席書記官、小池事務局長、星野事務局次長 甲府家庭裁判所 佐藤首席家庭裁判所調査官、綱島首席書記官、恒松訟廷管理官、押田事務局次長、金子総務課長、大輪総務課課長補佐（書記）
議事テーマ 裁判所におけるデジタル化について
（次回期日：令和6年1月26日（金）） 次回テーマ：裁判所における採用広報について）

1 新任委員の挨拶

清水委員、浜野委員、田淵委員、大塚委員、藤原委員、川島委員、曾根委員、三上委員

2 議事（裁判所のデジタル化について）

- (1) 甲府家庭裁判所事務局総務課長による司法行政部門におけるデジタル化に関する説明

- (2) 甲府地方裁判所民事首席書記官による民事裁判手続におけるデジタル化に関する説明
- (3) 甲府家庭裁判所訟廷管理官による家事手続におけるデジタル化に関する説明
- (4) 質疑・応答、意見交換

【発言者の表示 ◎：委員長、○：委員】

◎ 裁判所におけるデジタル化のコンセプトや今後の予定などを説明したところであるが、デジタル化は民間企業の方が進んでいると思われるため、経験を踏まえた御質問や御意見があればお願いしたい。

まずは、調停委員などを経験され、裁判所のデジタル化と密接に関係する委員から利用者目線での御意見をお願いしたい。

○ 民事裁判書類電子提出システム（mints）により、従前、コピー等に多大な時間を費やしていた準備書面や書証を PDF で提出できることとなり有り難い。私は、期日についてはこれまで同様出頭して、裁判官の話し方や表情なども見ているが、遠方の代理人は甲府に来ることなく手続に参加でき、時間を有効活用できるという便利さはあるだろう。

調停委員としては遺産分割に係る事件を担当しているが、遺産分割調停の場合、感情的なものを抱えている方も多いため、最初の数回は対面で実施し、信頼関係を作って問題点を明確にした上でウェブ調停に移行するのも良いのではないか。

○ 私も同様の感想を抱いている。ウェブ参加により裁判所へ来る時間を節約し、合理的な時間の使い方ができれば良いと考える。

○ 甲府では、現在ウェブ調停実施に向けて準備中である。顔を見ながら信頼関係を醸成できる点において、ウェブ調停は活用メリットがあるだろう。

◎ 離婚や離縁については、本人の意思確認が非常に重要であるため、当事者が期日に出頭できない場合、合意が確認できず決定を書くこともあった。事

案の性質上、決定よりも協議による終了が望ましいと思われるため、ウェブ会議を利用した離婚や離縁の成立には期待している。

- 電話による調停は、相手の顔が見えないため相手から信頼してもらえていないと感じることもあり、コミュニケーションは対面の方がうまくとれると感じている。多数当事者の事案ではデジタル化によりスピード感が増すが、代理人が付いていない事案では、当初からウェブ調停を実施するよりも、対面調停が煮詰まった際にウェブ調停に移行するなど工夫するのが良いのではないか。

また、録音については、録音して良いか聞かれば断れるが、分からないところで録音している可能性を考えると、信頼関係を築くための話がしにくかったりする。録音や録画、第三者の在席をどのように防止していくかについても不安が残る。

- ◎ この点については、今後きちんと検討していく必要があると考えている。
- 手続開始前にカメラを一回しするなど防御策を講じるのだろうが、逆に、録音等をされていても問題にならない対応を取っていくしかないのかもしれない。
- ◎ コミュニケーション手段が多様化する中、電話やメール、対面などのツールをどのように使い分け、業務に活用しているのかお聞きし、裁判所のデジタル化への御意見御要望を賜りたいがいかがか。
- 社内文書については、基本紙決裁で管理職員や役員が押印しており、昔と変わらない。会議については、新型コロナの影響もありウェブ会議が広がっているが、微妙なニュアンスを伝える必要があるときなどは対面を基本としている。コロナも収まりつつある中、対面会議も増えている。
- 決裁については、電子承認と押印による承認とを併用しているが、領収書を添付する必要があるときなどは紙で行っている。会議については、コロナ

禍となりウェブ会議を行うようになった。ウェブ会議が導入されたことで会議の数が増え、会議が多すぎるのではないかという意見もある。

裁判所では、裁判手続に対面とウェブ方式を併用していくという理解でよい。

- ◎ 少なくとも近未来的には、対面とウェブ方式を併用していく。
- 裁判手続について、対面とウェブを使い分ける基準はあるのか。
- 明文化された共通基準はない。なお、公開法廷におけるウェブ会議による手続の準備が遅れた背景には、傍聴してもらえる環境を整備する必要があったという事情がある。今後裁判手続では、裁判官の判断で対面手続と公開のウェブ会議、非公開のウェブ会議の3種を使い分けていくのだろう。
- 報道機関による法廷内撮影等はどうなるのか。
- 裁判をしていることを報道機関から視聴者に伝えてもらうことは、裁判所としても有意義なことだと認識している。情報を国民と共有することがないがしろにならないよう肝に銘じたい。
- 公開のウェブ会議を傍聴する傍聴人がスマートフォンで録音等することを防止するための対策は、どのように考えているのか。
- ◎ 今後、具体的に検討していかなければならないと考えている。
- 電話による調停開始時も本人確認等が難しかった上、電話を切断した際に第三者の声を聞いたという話もあったため、令和6年2月からウェブ調停が始まると聞き不安もある。ただし、ウェブ会議だと顔が見える分、電話よりは良いかと思う。

家事調停においては、事案の性質上感情的に根深い紛争性があるため、調停委員としては顔を見て話したいという思いもあるが、遠方当事者の事件ではウェブ会議も利用せざるを得ないだろう。今後、きちんと研修を受けて準備したい。

- ◎ 先行する民事訴訟とは異なり、調停事件では裁判所職員のみならず非常勤職員である調停委員にも関与いただくため、裁判所として十分準備していきたい。

デジタル化に関し、顧客対応の経験がある委員の方はいかがか。

- コロナ禍で、取材は全てウェブ方式となった。コロナ前は全くウェブ方式を使用していなかったところ、遠方とのやりとりなど便利な面もある反面、細かいニュアンスは伝わりにくいため、大事なことは対面が多いと感じている。
- 海外での商談においては、これまで担当者が判断していたことについてもウェブで商品の画像を送信するなどして本社の判断を仰げるようになった。この方式は、コロナが落ち着いた現在でも続いており、合理化・効率化が進んでいる。
- 会議用の資料をペーパーレス化したところ、端末を通じてみると文字が小さく読みにくいという問題が生じ、結果として、情報量を圧縮する、説明内容を絞り込むなど既存の資料の内容を見直すこととなった。

また、一部事務において、市販のパッケージソフトを活用する方式に変更し、当該事務の事務フローをパッケージソフトに合わせる形にした。

さらに、これまで関係機関とはFAXや書面でのやりとりが多かったところ、VPNを使用したネットワークを構築し、オンラインでデータをやりとりするようになった。このことにより、やりとりするデータがデジタル化され、後続事務においてデータ処理が効率的に行えるようになり、結果として当該事務の作業時間を大幅に短縮できた。

- ◎ 裁判所でも、従前 IT 化と称していたものを、業務そのものの合理化・効率化を図るデジタル化と名称を変え、業務自体につき DX を前提に考えることとした。

○ 医療業界では、マイナンバーカードとの連携によりお薬手帳の電子化が進むなど、今後デジタル化が進んでいくと思われる。電子カルテは前から導入されていたところ、コロナによりウェブでの学会や Zoom を利用した面会も導入された。mints に登録していない弁護士事務所もあると聞いたが、高齢などを理由にデジタル化に対応できず閉院する医院もある。また、インターネット環境の問題もあるため、急速にデジタル化が進むことによる弊害もあるのかと思う。

顔が見えることがウェブ会議の強みと聞いたが、表情など対面とは微妙に異なり、強みといえるのか疑問である。

○ 未登録事務所への配慮は指摘されているところであり、慌てず、ひとつひとつ進めていく所存である。裁判所に mints の使い方を教えてほしいと言ってくる方もいる。

◎ ウェブ会議で顔が見えるという点については、対面よりは劣るが電話よりは良いという趣旨であり、今後どう使い分けていくかが課題である。

○ 会議はペーパーレスで行われる一方、資料は全て送付されるなど、データ化は進んだもののデジタル化は進んでいない。コロナ禍においては、授業はオンデマンド配信や Zoom 形式で行われていたが、現在は対面に切り替わった。疾患や対人関係などから学校に来にくい学生にも学習の機会を公平に与えられた方が良いのではないかとも思う。録音録画を防止するのは難しいが、電話やウェブでないと対応できない人の思いにも応じていく必要があるのではないか。

◎ 利便性のみならず、利用者がどのように手続に参加したいかも考慮していきたい。

○ 刑事分野のデジタル化は検討半ばにあり、課題も多いため、実務者レベルに落とし込むには時間を要し、デジタル化が一番難しい分野のひとつではな

いかと思う。

ただ、要通訳事案において少数言語の通訳を遠隔で行うなど活用している場面もあり、今後、機械的・事務的手続においてはデジタル化導入の余地は大いにあるだろう。

- 刑事分野では、被告人に対する権利保障とデジタル化を両立させなくてはならないという点が課題と感じている。機密性確保などの考慮要素もあるが、一方、デジタル化の利点もあるので、調和させながら進めていく必要があるだろう。

なお、病気等の事情がある場合、近くの裁判所に出頭してもらって遠隔ビデオリンクにより証人尋問を行うなど一歩ずつ進んでいる面もあるため、今後も関係機関と意見交換をしながら、業務自体を再デザインしていきたい。

- ◎ スモールスタート、トライ＆エラーの中で進めているデジタル化には課題もあるが、より良い司法サービス実現に向けて今後も試行錯誤を重ねていきたいので、引続き貴重な意見を頂戴したい。